明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（**総務**一二）　一
○地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令等の一部を改正する省令（**同**一三）　四
○義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**九）　五

〔告　示〕

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**四二八）　一〇
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（**経済産業**五一）　三
○低騒音型建設機械の指定に関する件（**国土交通**三三六）　三
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**三三七）　三五

〔公　告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価関係

裁判所
破産、免責、再生関係

特殊法人等
大深度地下の公共的使用、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士証票無効・登録まつ消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会日本司法支援センター対応室規則中一部改正・新人弁護士等養成事務所養成支援補助金について弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則の特例を定める規則・犯罪被害者法律援助基金に関する規則を廃止する規則・法律援助基金の支出に関する規則中一部改正・難民認定法律援助基金に関する規則中一部改正　一五

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一九

会社その他
会社決算公告　二五

省　令

○総務省令第十二号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月十七日

総務大臣　新藤　義孝

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号の表以外の部分中「算定した額」の下に「（第一号、第十三号、第十七号、第二十二号、第三十四号、第四十五号及び第五十号に掲げる事項については、これらの規定によって算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあっては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあっては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）」を加え、同号の表第一号中「に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあっては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあっては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあっては〇・八を、〇・五未満の道府県にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同表第五号中「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同表第十三号中「に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあっては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあっては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあっては〇・九を、〇・五未満の道府県にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同表第十七号算式を次のように改める。

算式

（A×0.5＋B×0.3）－C

第四条第一項第一号の表第十七号算式の符号中αを削り、同表第二十一号中「151,300円」を「152,800円」に改め、同表第二十二号中「に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあっては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあっては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあっては〇・八を、〇・五未満の道府県にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同表第三十四号中「に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあっては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあっては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあっては〇・九を、〇・五未満の道府県にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同表第四十五号中「に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあっては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあっては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあっては〇・八を、〇・五未満の道府県にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同表に次の三号を加える。

五十	私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要する経費があること。	次の各号によって算定した額のうち、いずれか少ない額とする。 一　次の算式によって算定した額 算式 A×11,100円 算式の符号 A　学校基本調査規則によって調査した当該年度の五月一日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校高等課程に在学する生徒の数 二　私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
五十一	私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要する経費があること。	次の各号によって算定した額のうち、いずれか少ない額とする。 一　次の算式によって算定した額 算式 A×11,100円 算式の符号 A　学校基本調査規則によって調査した当該年度の五月一日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校高等課程に在学する生徒の数 二　私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
五十二	私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要する経費があること。	次の各号によって算定した額のうち、いずれか少ない額とする。 一　次の算式によって算定した額 算式 A×11,100円 算式の符号 A　学校基本調査規則によって調査した当該年度の五月一日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校高等課程に在学する生徒の数 二　私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要する経費として総務大臣が調査した額に一・〇を乗じて得た額

次の三号を加える。

五十三　私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要する経費があること。　次の各号によって算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によって算定した額

算式

A×11,100円

算式の符号

A　学校基本調査規則によって調査した当該年度の五月一日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校高等課程に在学する生徒の数

二　私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要する経費として総務大臣が調査した額に一・〇を乗じて得た額